

## 秋田県告示第161号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第2項で準用する同法第15条第4項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請について次のとおり告示し、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「申請書等」という。）を縦覧に供する。

なお、同法第15条の2の6第2項で準用する同法第15条第6項の規定により、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を知事に提出することができる。

平成29年3月28日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀井啓一

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 名称 秋田県
  - (2) 住所 秋田市山王四丁目1番1号
  - (3) 代表者の氏名 秋田県知事 佐竹 敬久
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
秋田県大仙市協和上淀川字雨池沢地内
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号に掲げる産業廃棄物最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、同法施行令第2条第13号に規定する廃棄物、廃石綿等（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）
- 5 申請年月日 平成29年3月16日
- 6 申請書等の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧場所
    - ア 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県生活環境部環境整備課
    - イ 大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局福祉環境部（大仙保健所）環境指導課
    - ウ 大仙市協和境字野田4 大仙市協和庁舎 市民サービス課
    - エ 大仙市協和上淀川字雨池沢45 秋田県環境保全センター
  - (2) 縦覧期間 平成29年3月28日（火）から同年4月27日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
  - (3) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限 平成29年5月11日（木）まで
  - (2) 提出先 6（1）縦覧場所に同じ

